

(銀 行)

・ 普通銀行等への信託業務の解禁等	1
・ 銀行法附則第 5 条の撤廃	2
・ 長短分離制度の在り方と銀行社債の発行制度の見直し	3
・ 銀行本体等の業務範囲の見直し	4
・ 「その他の銀行業に付随する業務」の該当基準の明確化	5
・ 店舗の設置等に関する認可制度の撤廃	6
・ 店舗外現金自動設備に係る臨時休業及び業務再開の届出の廃止	7
・ 店舗の営業時間に係る規制の撤廃	8
・ 店舗外 ATM に係る届出の一部廃止	9
・ 代理店の取扱業務に係る規制撤廃	10
・ 法人代理店の従たる事務所の設置	11
・ 異業種の現金自動設備利用による預金の引出し、預け入れ	12
・ 銀行による銀行代理店業務に係る規制緩和	13
・ 銀行の子会社等における保険代理店業務の解禁	14
・ 銀行の子会社等におけるファイナンスリース以外のリース業務の 取扱い	15
・ 銀行のクレジットカード子会社等における顧客会員サービス業務の 取扱い	16
・ 従属業務と金融関連業務の兼営	17
・ 従属業務子会社に係る規制緩和	18
・ 自己競落会社の対象物件等に係る規制緩和	19
・ 銀行持株会社及び銀行による認可申請・届出手続の簡素化	20
・ 資本金超過法定準備金の取崩しに係る規制の緩和	21
・ 営業用不動産に関する報告の簡素化	22
・ リストラ等により生じた遊休不動産の有効活用	23
・ 信用保証業務を営む子会社の業務範囲の拡大	24
・ 資金の貸付等を営む子会社等による不動産の賃貸	25
・ 信託銀行が行う以下の公告について、電磁的方法の利用を可能にする こと	26
・ 信託銀行が元本補てん契約のない信託に係る信託財産として所有する 株式について、1 年超所有に課される承認申請（銀行法）を撤廃	27
・ 信託業への異業種参入	28
・ 信託受益権の販売	29
・ 「代理店チェックリスト」の改定	30
・ 銀行の兼業規制（店舗内での営業規制）	31

分野	銀行	意見・要望提出者	都銀懇話会、全国地方銀行協会、 関西経済連合会	
項目	普通銀行等への信託業務の解禁等			
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・普通銀行及び外国銀行在日支店に信託業務の兼営の認可を取得する。 ・信託銀行子会社の業務範囲に、処分型不動産信託及び併営業務を追加し、ファイアウォール規制を撤廃する。 ・信託代理店の業務範囲に、不動産仲介業務、遺言信託業務及び証券代行業務を追加する。 			
関係法令	信託業法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律及び同施行令、金融庁事務ガイドライン	共管	なし	
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・普通銀行、農林中央金庫及び外国銀行支店での信託業務は、地域金融機関を除いては認められていない。 ・信託銀行子会社においては、処分型不動産信託及び兼営業務への参入が認められておらず、親銀行との間にファイアウォール規制が設けられている。 ・信託代理店の業務範囲は、信託業法第4条に基づく信託業務の代理とされている。 			
計画等における規制の状況	<p>規制改革推進3か年計画(改定)</p> <p>【 2(3)ア 】</p> <p>銀行の信託業務への参入 普通銀行及び長期信用銀行本体での信託業務への参入について、原則認めることとする。</p> <p>【銀行法等の一部を改正する法律(平成13年法律第117号)】</p> <p>【 2(3)イ i 】</p> <p>農林中央金庫に係る規制 信託業務を行うことを認める。</p> <p>【農林中央金庫法(平成13年法律第93号)】</p>			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	<ul style="list-style-type: none"> 措置済 措置予定 	<ul style="list-style-type: none"> 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 		
(実施(予定)時期：平成14年2月1日施行)				
<p>(説明)</p> <p>「銀行法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第117号、平成13年11月9日公布)により、都市銀行、長期信用銀行及び農林中央金庫本体での信託業務(不動産仲介業務等を除く。)への参入を認め、信託銀行子会社及び地域金融機関並びに信託代理店についても同様の業務を認めるとともに、事務ガイドラインの改正を行った。(平成14年2月1日施行)</p> <p>なお、不動産媒介業務や遺言執行業務といった、金融機関の本業との親近性が小さい業務については、他行禁止の趣旨を踏まえ、参入は認めないこととした。</p> <p>また、現行の金融機関の信託業務の兼営等に関する法律においては、外国銀行支店が信託業務を行うことは予定されていない。(平成14年1月11日付「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令等を改正する政令案等に対するパブリックコメントの結果について」により考え方を公表済)</p>				
担当局課室名	総務企画局 信用課			

分野	銀行	意見・要望提出者	都銀懇話会
項目	銀行法附則第 5 条の撤廃		
意見・要望等の内容	・銀行法第 11 条において銀行に認められる業務について、認可を不要とする取扱い		
関係法令	銀行法附則第 5 条	共管	なし
制度の概要	・銀行法附則第 5 条において、同法第 11 条において銀行に認められる業務については、当局の認可が必要とされている。		
計画等における規制の状況	規制改革推進 3 か年計画(改定) 【 2 (3)ア 21】 銀行法附則第 5 条(銀行の証券取引業務に係る認可)の廃止 銀行法附則第 5 条による内閣総理大臣の認可を廃止する。 【銀行法等の一部を改正する法律(平成 13 年法律第 117 号)】		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	〔 措置済 措置予定	〔 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	
	(実施(予定)時期：平成 14 年 4 月 1 日施行)		
(説明)	「銀行法等の一部を改正する法律」(平成 13 年法律第 117 号、平成 13 年 11 月 9 日公布)により、銀行法附則第 5 条による内閣総理大臣の認可を廃止した。		
担当局課室名	総務企画局 信用課		

分野	銀行	意見・要望提出者	都銀懇話会
項目	長短分離制度の在り方と銀行社債の発行制度の見直し		
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長短分離制度の将来について、また、銀行等が資金調達を機動的に行うことができるよう、銀行社債と金融債のディスクロージャー制度や発行形態について見直す必要がある。 ・ 普通銀行による普通社債発行解禁に伴い、売出發行を認めるなど商品性の改善 		
関係法令	長期信用銀行法第 8 条等 商法第 306 条等	共管	法務省
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長期信用銀行制度は、昭和 27 年、長期金融の円滑化を図るため長期信用銀行法により導入された。 ・ 普通社債の発行が解禁されているが、長信銀等のように、店頭で発行代り金と引き換えに、即、券面を交付する売出發行などはできないなどの違いがある。 		
計画等における規制の状況	規制改革推進 3 か年計画(改定) 【 2 (3) ア 】 長短分離制度の在り方と銀行社債の発行制度の見直し 長短分離制度の将来について、また、銀行社債と金融債との間の発行制度のイコールフットリングを図ることについて、引き続き検討する。		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	[措置済 措置予定]	[措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中]	
	(実施(予定)時期：)		
(説明)	<p>金融審議会第一部会の報告(平成 12 年 12 月 21 日)において「銀行の資金調達手段としての社債については、普通銀行の長期貸出の増加に対応する長期資金の調達手段の多様化や投資家保護等の観点に留意しつつ、一定の要件を付した上で、発行手続きの改善の余地がないかについて検討することが考えられる。これについては、商法や証券取引法の規定との関係も整理する必要がある。」とされ、平成 14 年 1 月 25 日開催の金融審議会第二部会において、「金融機能の向上に関するワーキング・グループ」で銀行の社債発行手続きの改善について検討を行うこととした。</p>		
担当局課室名	総務企画局 信用課		

分野	銀行	意見・要望提出者	都銀懇話会、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、日本労働組合連合会、日本損害保険協会、関西経済団体連合会	
項目	銀行本体等の業務範囲の見直し			
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・銀行業務等と密接な関係を有し、経営効率を高めると思われる業務は銀行本体等で行うことを可能とする(顧客の資産運用に係る助言、銀行のパソコンソフトの顧客向け販売、銀行の利用回線のリセールなど)。 ・顧客の利便性の向上または住民福祉に資し、リスクをほとんど生じない業務は銀行本体で行うことを可能とする(地公体の業務の代行・取次、チャリティを目的として行う物品販売、商品券・チケット等の販売、宅配便の受付・取次等)。 ・金融機関が外部機関に対して負担している費用のうち、当該顧客に係るものと合理的に判断し得る範囲内において、手数料收受を規制する銀行法を緩和して欲しい。 			
関係法令	銀行法第10条第2項、第12条、有価証券に係る投資顧問業の規制に関する法律第4条等	共管	なし	
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・顧客に投資判断材料を提供する助言業務は、銀行法第10条第2項の付随業務に該当しないものと解されている。 ・銀行等が物品販売業を営むことは認められておらず、パソコン用のエレクトロニックバンキングプログラムソフトや、経理・財務等のコンサルティング用プログラムソフト、等を顧客宛販売することはできない。 ・金融機関に対し、経済・経営・法律等に関する各種情報の提供を受けたいとする顧客ニーズに対応するため、各部機関の提供を有償で取得し、無償で顧客に提出している。 			
計画等における規制の状況	<p>規制改革推進3か年計画(改定)</p> <p>【 2(3)ア 】</p> <p>銀行・保険会社本体の業務範囲の見直し</p> <p>銀行業務又は保険業務と密接な関係を有し、経営効率を高めると思われる業務(銀行・保険会社の資産運用・ファイナンスに関する助言など)を銀行又は保険会社本体で行うことについて、所要の措置を講ずる。</p> <p>【金融庁事務ガイドライン】</p>			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	<ul style="list-style-type: none"> 措置済 措置予定 	<ul style="list-style-type: none"> 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 		
(実施(予定)時期:平成14年4月4日事務ガイドライン改正)				
(説明)				
<p>銀行業、保険業の「その他付随業務」の範囲については、本業と機能的な親近性、リスクの同質性、利用者利便、余剰能力(エクセス・キャパシティ)の活用等の観点から、事務ガイドラインにおいて付随業務に該当するかどうかの判断基準を提示することにより、いわゆるノー・アクション・レターの活用を促す。</p>				
担当局課室名	総務企画局 信用課、監督局 総務課			

分野	銀行	意見・要望提出者	都銀懇話会、農林中央金庫	
項目	「その他の銀行業に付随する業務」の該当基準の明確化			
意見・要望等の内容	・その他の銀行業に付随する業務の該当基準の明確化			
関係法令	銀行法第10条第2項	共管	なし	
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> 銀行法第10条第2項では、同項各号に掲げる付随業務（以下、例示業務）のほか、「その他の銀行業に付随する業務（以下、その他付随業務）」を営むことができるとしている。しかしながら、例示業務以外の業務がその他付随業務に該当するかどうかの基準は示されていない。 また、銀行が本来業務を遂行する中で正当に生じた余剰能力（エクセス・キャパシティ）を活用することは明示的に認められていない。 			
計画等における規制の状況	<p>規制改革推進3か年計画（改定）</p> <p>【 2(3)ア 】</p> <p>銀行・保険会社本体の業務範囲の見直し</p> <p>銀行業務又は保険業務と密接な関係を有し、経営効率を高めると思われる業務（銀行・保険会社の資産運用・ファイナンスに関する助言など）を銀行又は保険会社本体で行うことについて、所要の措置を講ずる。【金融庁事務ガイドライン】</p>			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	<ul style="list-style-type: none"> 措置済 措置予定 	<ul style="list-style-type: none"> 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 		
(実施(予定)時期：平成14年4月4日事務ガイドライン改正)				
<p>(説明)</p> <p>銀行業、保険業の「その他付随業務」の範囲については、本業と機能的な親近性、リスクの同質性、利用者利便、余剰能力（エクセス・キャパシティ）の活用等の観点から、事務ガイドラインにおいて付随業務に該当するかどうかの判断基準を提示した。</p>				
担当局課室名	総務企画局 信用課、監督局 総務課			

分野	銀行	意見・要望提出者	都銀懇話会	
項目	店舗の設置等に関する認可制度の撤廃			
意見・要望等の内容	・店舗に係わる認可制度の廃止			
関係法令	銀行法第8条	共管	なし	
制度の概要	・銀行は、支店その他の営業所の設置等をしようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。			
計画等における規制の状況	規制改革推進3か年計画（改定） 【 2（3）ア 】 銀行の支店その他の営業所に係る認可制度の見直し 銀行の支店その他の営業所の設置等に係る認可制については、情報化の進展や銀行業における経営の効率化の要請などの観点から、届出制に改める。 【銀行法等の一部を改正する法律(平成13年法律第117号)】			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	[措置済 措置予定]	[措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中]		
(実施(予定)時期：平成14年4月1日施行)				
(説明)				
「銀行法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第117号、平成13年11月9日公布)により、日本国内の支店その他の営業所(代理店を含む。)の設置等に係る認可制を廃止し、事前届出制に改めた。				
担当局課室名	総務企画部 信用課			

分野	銀行	意見・要望提出者	都銀懇話会、全国地方銀行協会、 第二地方銀行協会	
項目	店舗外現金自動設備に係る臨時休業及び業務再開の届出の廃止			
意見・要望等の内容	・店舗外現金自動設備について、本届出を廃止又は四半期毎の事後提出あるいは届出不要とされる日数を延長する。			
関係法令	銀行法第 16 条 銀行法施行規則第 17 条	共管	なし	
制度の概要	・営業店等において臨時に業務の全部又は一部の休止又は再開するときは金融庁長官等に届け出なければならない（法定の銀行の休日に営業している営業所等において A T M等を 2 日以内で休止する場合、無人営業所等の業務を 1 日休止する場合を除く）			
計画等における規制の状況	規制改革推進 3 年計画（改定） 【 2 (3)ア 】 店舗外現金自動設備に係る臨時休業及び業務再開の届出 店舗外現金自動設備に係る臨時休業及び業務再開の届出については顧客の利便性、監督の在り方等の観点を踏まえ、見直しを行い、所要の措置を講ずる。 【担保附社債信託法施行細則等の一部を改正する内閣府令（平成 14 年内閣府令）】			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	〔 措置済 措置予定 〕	〔 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 〕		
	(実施(予定)時期：平成 14 年 4 月 1 日施行)			
(説明)	「担保附社債信託法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(平成 14 年内閣府令第 17 号、平成 14 年 3 月 28 日公布)により、店舗外現金自動設備に係る臨時休業及び業務再開の届出制を廃止した。			
担当局課室名	総務企画局 信用課、監督局 銀行第 1 課			

分野	銀行	意見・要望提出者	全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会	
項目	店舗の営業時間に係る規制の撤廃			
意見・要望等の内容	・店舗の営業時間の規制(午前9時から午後3時まで)を撤廃する			
関係法令	銀行法施行規則第16条	共管	なし	
制度の概要	・銀行等(代理店を含む)の営業時間は、午前9時から午後3時までとされている。なお、銀行等の営業所の所在地または設置場所の特殊事情により、店頭掲示をした上で、営業時間を変更できることとされている。			
計画等における規制の状況	「該当なし」			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	[措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	[措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
(説明)				
<p>店舗の営業時間の規制は、銀行業務の高い公共性に鑑み、銀行における最低限の営業時間を確保することにより、利用者の利便性を確保するとの趣旨から制度上設けられているものであること、また、金融システムの実態に鑑み、店舗の営業時間に係る規制の一律の撤廃については困難である。</p>				
担当局課室名	総務企画局 信用課			

分野	銀行	意見・要望提出者	地方銀行協会
項目	店舗外 ATM に係る届出の一部廃止		
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・設置場所のレイアウト変更工事等、所在地に変更のないものについては、店舗外 ATM の位置変更届けを不要とする。 ・また、営業時間を短縮した場合についても、店舗外 ATM の営業時間の変更届けを不要とする。 		
関係法令	銀行法施行規則第 35 条第 1 項第 4 号、第 7 号	共管	なし
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・営業所の設置もしくは位置の変更又は出張所の廃止をした場合、営業時間の変更をしようとする場合(午前 9 時から午後 3 時が確保されている場合を除く)、届出が必要。 		
計画等における規制の状況	<p>規制改革推進 3 か年計画(改定)</p> <p>【 2(3)ア 】</p> <p>店舗外現金自動設備に係る営業時間の変更の届出</p> <p>店舗外現金自動設備に係る営業時間の変更の届出については顧客の利便性、監督の在り方等の観点から踏まえ、見直しを行い、所要の措置を講ずる。</p> <p>【担保附社債信託法施行細則等の一部を改正する内閣府令(平成14年内閣府令)】</p>		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	<ul style="list-style-type: none"> 措置済 措置予定 	<ul style="list-style-type: none"> 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 	
(実施(予定)時期：平成 14 年 4 月 1 日施行)			
(説明)			
<p>「担保附社債信託法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(平成 14 年内閣府令第 17 号、平成 14 年 3 月 28 日公布)により、店舗外現金自動設備に係る位置変更および営業時間の変更の届出制を廃止した。</p>			
担当局課室名	総務企画局 信用課、監督局 銀行第 1 課		

分野	銀行	意見・要望提出者	都銀懇話会、全国地方銀行協会	
項目	代理店の取扱業務に係る規制撤廃			
意見・要望等の内容	・代理店の取扱業務に係る規制撤廃			
関係法令	銀行法施行規則第9条の3、2項5号	共管	なし	
制度の概要	・代理店の取扱い業務は、当座預金を除く預金及び定期積金の受入、住宅の購入に必要な資金の貸付けその他の消費者に対する資金の貸付け、内国為替取引その他の銀行の業務の公共性及び顧客の利便に照らし必要と認められるものとなっている。			
計画等における規制の状況	規制改革推進3か年計画（改定） 【 2（3）ア 】 代理店の取扱業務に係る規制撤廃 代理店の取扱業務については、金融機関の業務の効率化、顧客の利便性、代理店と金融機関の本体との関係、代理店に対する監督の在り方等の観点から見直しを行い、所要の措置を講ずる。 【担保附社債信託法施行細則等の一部を改正する内閣府令（平成14年内閣府令）】			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
(実施(予定)時期：平成14年4月1日施行)				
(説明)				
「担保附社債信託法施行細則等の一部を改正する内閣府令」（平成14年内閣府令第17号、平成14年3月28日公布）及び「銀行法等の一部を改正する法律等の施行に伴う金融、保険関係告示の一括改正告示を定める件」（平成14年3月金融庁告示第33号）により、代理店の取扱業務範囲を銀行の固有業務及び付随業務の一部まで緩和した。				
担当局課室名	総務企画局 信用課、監督局 銀行第1課			

分野	銀行	意見・要望提出者	都銀懇話会、全国地方銀行協会	
項目	法人代理店の従たる事務所の設置			
意見・要望等の内容	・銀行の法人代理店に従たる事務所の設置を要望。			
関係法令	平成 11 年 4 月 1 日金融監督庁告示第 10 号	共管	なし	
制度の概要	・現行の法人代理店制度では、復代理店及び代理店の支店を設置することはできないこととされている。			
計画等における規制の状況	規制改革推進 3 年計画（改定） 【 2（3）ア 】 銀行の法人代理店に係る店舗規制 銀行の法人代理店の従たる事務所の設置については、銀行の店舗の認可制の在り方の検討を踏まえ、規制を緩和する方向で検討し、結論を得、所要の措置を講ずる。 【平成 14 年金融庁告示】			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期：平成 14 年 4 月 1 日施行)			
(説明)	「銀行法等の一部を改正する法律等の施行に伴う金融、保険関係告示の一括改正告示を定める件」(平成 14 年 3 月金融庁告示第 33 号)により、銀行の法人代理店の従たる事務所の設置を可能とした。			
担当局課室名	監督局 銀行第 1 課、総務企画局 信用課			

分野	銀行	意見・要望提出者	都銀懇話会、全国地方銀行協会、第2地方銀行協会、関西経済団体連合会、オリックス	
項目	異業種の現金自動設備利用による預金の引出し、預け入れ			
意見・要望等の内容	・異業種の現金自動設備利用による預金の引出し、預け入れを可能とする。			
関係法令	該当条文なし	共管	なし	
制度の概要	・ノンバンク等異業種の現金自動設備のうち、銀行が占有管理していないものについては、銀行の支店その他の営業所に該当しないことから、銀行預金の引き出し、預け入れに利用することができない。			
計画等における規制の状況	規制改革推進3か年計画（改定） 【 2（3）ア 】 ノンバンク等異業種のCD・ATMからの銀行預金引き出し 利用者の利便を更に高める観点から、異業種のCD・ATMからも銀行預金を引き出すことができるように所要の措置を講ずる。 【担保附社債信託法施行細則等の一部を改正する内閣府令（平成14年内閣府令）】			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
(実施(予定)時期：平成14年4月1日施行)				
(説明)				
「担保附社債信託法施行細則等の一部を改正する内閣府令」（平成14年内閣府令第17号、平成14年3月28日公布）及び「銀行法等の一部を改正する法律等の施行に伴う金融、保険関係告示の一括改正告示を定める件」（平成14年3月金融庁告示第33号）により、異業種のCD・ATMによる預金の受払事務の委託を可能とした。				
担当局課室名	総務企画局 信用課			

分野	銀行	意見・要望提出者	都銀懇話会
項目	銀行による銀行代理店業務に係る規制緩和		
意見・要望等の内容	・銀行が銀行の代理店となる場合について、代理店になろうとする法人に課せられる要件の適用除外、代理店の取扱い業務に係る規制撤廃		
関係法令	銀行法施行規則第9条の3第2項第4号、第5号、第7号	共管	なし
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・銀行が他の銀行の代理を行うことは、付随業務として認められている。しかしながら、法人が銀行の代理店になろうとする場合は、当該法人が代理店業務を専ら営むこと、代理店設置銀行の100%子会社等であること等であること等の要件を全て満たす必要があるため、事実上、銀行が他の銀行の代理店になることは不可能。 ・加えて、現在、代理店の取扱い業務は、当座預金を除く預金及び定期積金の受入れ、住宅の購入に必要な資金の貸付けその他の消費者に対する資金の貸付け、内国為替取引等に限定されている。 		
計画等における規制の状況	規制改革推進3か年計画（改定） 【 2（3）ア 】 代理店の取扱業務に係る規制撤廃 代理店の取扱業務については、金融機関の業務の効率化、顧客の利便性、代理店と金融機関の本体との関係、代理店に対する監督の在り方等の観点から見直しを行い、所要の措置を講ずる。 【担保附社債信託法施行細則等の一部を改正する内閣府令（平成14年内閣府令）】		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	
(実施(予定)時期：平成14年4月1日施行)			
(説明)			
「担保附社債信託法施行細則等の一部を改正する内閣府令」（平成14年内閣府令第17号、平成14年3月28日公布）及び「銀行法等の一部を改正する法律等の施行に伴う金融、保険関係告示の一括改正告示を定める件」（平成14年3月金融庁告示第33号）により、銀行の法人代理店に対する100%子会社規制及び専業規制は、銀行が他の銀行の代理店となる場合には適用しないこととするとともに、代理店の取扱業務の範囲については、銀行の固有業務及び付随業務の一部まで緩和した。			
担当局課室名	総務企画局 信用課、監督局		

分野	銀行	意見・要望提出者	都銀懇話会、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、信用金庫協会、東京海上火災	
項目	銀行の子会社等における保険代理店業務の解禁			
意見・要望等の内容	・銀行本体等における保険商品の販売解禁にあわせ、保険子会社を有しない銀行の子会社等の業務範囲に保険代理店業務を追加する。			
関係法令	銀行法第 16 条の 2 信用金庫法第 54 条の 15 協同組合による金融事業に関する法律第 4 条の 2	共管	なし	
制度の概要	・保険子会社を有しない銀行の子会社等には、保険代理店業務が認められていない。			
計画等における規制の状況	<p>規制改革推進 3 か年計画（改定） 【 2（3）ア 】 銀行の子会社等の業務範囲の拡大</p> <p>利用者のニーズの多様化や「他業禁止」の今日的意義の検討を踏まえた上で、銀行の子会社の経営効率の改善という観点から、銀行の子会社に対していわゆるファイナンス・リース以外のリース業務を認めることについて結論を得、所要の措置を講ずる。 【担保附社債信託法施行細則等の一部を改正する内閣府令（平成14年内閣府令）】 また、保険代理店業務の追加の可能性について引き続き検討する。</p>			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	<p>措置済</p> <p>措置予定</p>	<p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>		
	(実施(予定)時期：)			
(説明)	<p>「銀行及び銀行子会社の業務範囲等については、(中略)経済社会の変化に応じて柔軟な対応が図られてきており、今後とも、利用者ニーズの多様化や他業禁止の趣旨などを勘案しつつ、規制の今日的意義に照らし不断の見直しを行うことが適当」との金融審議会第一部会報告（平成 12 年 12 月 21 日）の趣旨を踏まえ、保険子会社を有しない銀行における子会社対象会社の業務範囲に保険代理店業務を追加することの可能性について引き続き検討する。</p>			
担当局課室名	総務企画局 信用課			

分野	銀行	意見・要望提出者	都銀懇、全国地方銀行協、第二 地方銀行協会、リース事業協会	
項目	銀行の子会社等におけるファイナンスリース以外のリース業務の取扱い			
意見・要望等の 内容	・銀行の子会社等におけるファイナンスリース以外のリース業務の取扱いの明確化			
関係法令	銀行法施行規則第 17 条の 3 第 2 項第 11 号	共管	なし	
制度の概要	・銀行の子会社等に該当するリース会社については、その業務範囲を金融取引に類似するものに限定する趣旨から、ファイナンス・リースのみを行い得ることとされている。			
計画等における 規制の状況	<p>規制改革推進 3 か年計画（改定） 【 2（3）ア 】 銀行の子会社等の業務範囲の拡大 利用者のニーズの多様化や「他業禁止」の今日的意義の検討を踏まえた上で、銀行の子会社の経営効率の改善という観点から、銀行の子会社に対していわゆるファイナンス・リース以外のリース業務を認めることについて結論を得、所要の措置を講ずる。 【担保附社債信託法施行細則等の一部を改正する内閣府令（平成14年内閣府令）】</p>			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	<p>措置済</p> <p>措置予定</p>	<p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>		
(実施(予定)時期：平成 14 年 4 月 1 日施行)				
(説明)				
<p>「担保附社債信託法施行細則等の一部を改正する内閣府令」（平成 14 年内閣府令第 17 号、平成 14 年 3 月 28 日公布）及び「銀行法等の一部を改正する法律等の施行に伴う金融、保険関係告示の一括改正告示を定める件」（平成 14 年 3 月金融庁告示第 33 号）により、主としていわゆるファイナンス・リース業務を行っていることを条件に、他のリース業務を認めた。</p>				
担当局課室名	総務企画局 信用課			

分野	銀行	意見・要望提出者	都銀懇話会、全国地方銀行協会、 第2地方銀行協会	
項目	銀行のクレジットカード子会社等における顧客会員サービス業務の取扱い			
意見・要望等の内容	・銀行のクレジットカード子会社等において、一般的なクレジットカード会社において行われている顧客会員サービス業務を取扱うことを認める。			
関係法令	銀行法施行規則第17条の3第2項第9号	共管	なし	
制度の概要	・銀行のクレジットカード会社については、クレジットカードの発行及びカード利用代金の決済に限定されている。			
計画等における規制の状況	「該当なし」			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	[措置済 措置予定]	[措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中]		
	(実施(予定)時期：)			
(説明)	顧客会員サービス業務の内容が必ずしも明らかではないが、銀行法上の他業禁止の趣旨及びグループ全体でのリスク管理という観点から、銀行が子会社として保有できる子会社の業務範囲は限定されている。			
担当局課室名	監督局銀行第一課			

分野	銀行	意見・要望提出者	都銀懇話会
項目	従属業務と金融関連業務の兼営		
意見・要望等の内容	・従属業務と金融関連業務の兼営禁止の見直し		
関係法令	銀行法第 16 条の 2	共管	なし
制度の概要	・従属業務を営む子会社と金融関連業務を営む子会社は別々に存在する必要がある		
計画等における規制の状況	<p>規制改革推進 3 か年計画（改定）</p> <p>【 2（3）ア 】</p> <p>従属業務と金融関連業務の兼営</p> <p>子会社の効率的な経営を可能とする観点から、グループ全体でのリスク管理という点に十分留意しつつ、銀行等及び保険会社の子会社が従属業務と金融関連業務を兼営することについて、所要の措置を講ずる。</p> <p>【銀行法等の一部を改正する法律(平成 13 年法律第 117 号)】</p>		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	<p>措置済</p> <p>措置予定</p>	<p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	
(実施(予定)時期：平成 14 年 4 月 1 日施行)			
(説明)			
<p>「銀行法等の一部を改正する法律」(平成 13 年法律第 117 号、平成 13 年 11 月 9 日公布)により、子会社の効率的な経営や単体ベースからグループ全体のリスク管理重視移行等の観点から、銀行持株会社の取扱いと同様、銀行の子会社においても従属業務と金融関連業務を兼営することを可能とした。</p>			
担当局課室名	総務企画局 信用課		

分野	銀行	意見・要望提出者	都銀懇話会、全国地方銀行協会、第二地銀行協会、関西経済連合会、全国農業協同組合中央会、生命保険協会、東京海上火災	
項目	従属業務子会社に係る規制緩和			
意見・要望等の内容	<p>収入依存度、出資比率の緩和 収入依存度規制のない業務の拡大、CD 機保守・点検業務、計算業務、文書作成業務等 銀行持株会社の従属業務を営む子会社に係る収入依存度規制についても合わせて見直し</p>			
関係法令	平成 10 年金融監督庁・大蔵省告示第 44 号	共管	なし	
制度の概要	<p>従属業務を営む子会社は、親銀行とグループ会社からの収入が 50% 又は 90% に限定されている。また、従属業務を営む子会社は、親銀行が全額出資しなければならない。 CD 機保守・点検業務、計算業務、文書作成業務等については上記 の規制がかかっている。 銀行持株会社の従属業務を営む子会社も上記 同様、収入依存度規制がかかっている。</p>			
計画等における規制の状況	<p>規制改革推進 3 か年計画（改定） 【 2（3）ア 】 従属子会社の収入依存度の規制緩和 子会社経営の効率化の観点から、銀行法又は保険業法の体系における銀行又は保険会社の従属子会社の収入依存度規制を緩和する方向で検討し、結論を得、所要の措置を講ずる。 【平成 14 年金融庁告示】</p>			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	<p>措置済</p> <p>措置予定</p>	<p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>		
	(実施(予定)時期：平成 14 年 4 月 1 日施行)			
(説明)	<p>「銀行法第十六条の二第七項等の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として銀行若しくは銀行持株会社又はそれらの子会社のために従属業務を営んでいるかどうかの基準を定める件」(平成 14 年 3 月金融庁告示第 34 号、平成 14 年 3 月 29 日公布)により、収入依存度規制を緩和するとともに、事務ガイドラインの改正(平成 14 年 4 月 4 日改正)により、銀行の従属業務子会社に対する全額出資規制を廃止した。</p>			
担当局課室名	総務企画局 信用課、監督局 銀行第 1 課			

分野	銀行	意見・要望提出者	都銀懇話会、経済団体連合会	
項目	自己競落会社の対象物件等に係る規制緩和			
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 競落対象物件の拡大 親会社に配当のあるものだけでなく、子会社、関係会社に配当のあるものも可とする ・ 出資条件の緩和 自己競落会社に対して、当該親銀行の親会社（持株会社）やグループ会社の出資も認める ・ 物件取得資金を親銀行等から調達できることの明確化 子会社、関連会社の物件について、その落札資金を親銀行等が出資又はファイナンスできることの明確化 			
関係法令	事務ガイドライン 1 - 6 - 2	共管	なし	
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、自己競落会社については、以下の制限が課されている。 競落対象物件は、親銀行の貸出金等に係る担保物件、すなわち当該物件の競落により親銀行に配当がある物件に限定されている。 自己競落会社は、親銀行の 100% 出資でなければならない。 			
計画等における規制の状況	「該当なし」			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	<ul style="list-style-type: none"> 措置済 措置予定 	<ul style="list-style-type: none"> 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 		
	(実施(予定)時期：)			
(説明)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 競落対象物件の拡大について 従属業務の適切性、他業禁止の観点から可否を検討。 ・ 出資条件の緩和について 従属業務子会社のあり方を含めて可否を検討。 ・ 物件取得資金を親銀行等から調達できることの明確化 規制なし。 			
担当局課室名	監督局 銀行第一課、総務企画局 信用課			

分野	銀行	意見・要望提出者	都銀懇話会
項目	銀行持株会社及び銀行による認可申請・届出手続の簡素化		
意見・要望等の内容	・銀行持株会社及び銀行による認可申請・届出手続きの簡素化		
関係法令	銀行法第16条の2、第52条の7、第53条	共管	なし
制度の概要	・銀行の子会社、関連会社の設立、解散、合併等については、銀行法上、認可申請・届出を行う必要があるが、当該子会社、関連会社が銀行持株会社の子会社、関連会社に該当する場合には、銀行、持株会社の双方が認可申請・届出手続を行う必要がある。		
計画等における規制の状況	「該当なし」		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	〔 措置済 措置予定	〔 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	
	(実施(予定)時期：)		
(説明)	銀行持株会社と銀行は子会社取得認可の際の審査基準等が異なること等から措置困難。		
担当局課室名	監督局 銀行第一課、総務企画局信用課		

分野	銀行	意見・要望提出者	都銀懇話会													
項目	資本金超過法定準備金の取崩しに係る規制の緩和															
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・銀行が取り崩すことのできる法的準備金を「資本金の4分の1」を超過する部分とするべきではないか。 ・資本金超過法定準備金の取崩しに際し必要となる債権者保護手続きについて、合併（銀行法第33条）や会社分割（同第33条の2）の場合と同様に、預金者等への催告を不要とするべきではないか。 															
関係法令	銀行法第18条	共管	なし													
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・金庫株解禁等に係る商法改正（平成13年6月29日公布）により、「資本金の4分の1」を超過する法定準備金は、株主総会の決議により剰余金に振り替えることが可能となった。 ・これを受けて、銀行法第18条も改正された。ただし、従前の利益準備金の積立限度額に係る規定との平仄が考慮された結果、銀行が取り崩すことのできる法定準備金は「資本金」を超過する部分とされた。 ・また、法定準備金の取崩しに際しては、合併時における債権者保護手続き（預金社等への個別催告）が必要とされている。 															
計画等における規制の状況	<p>規制改革推進3か年計画（改定） 【 9（4）】【 2（3）ア 】</p> <p>法定準備金の減少に係る規制の緩和</p> <p>銀行については、法定準備金の減少に際しての債権者保護手続きについて、合併（銀行法第33条）や会社分割（同第33条の2）の場合と同様に、預金者等への個別の催告を不要とすることの可能性について検討を開始する。</p>															
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">措置済・措置予定</td> <td style="text-align: center;">検討中</td> <td style="text-align: center;">措置困難</td> <td style="text-align: center;">その他</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: middle;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <p style="text-align: center;">措置済</p> <p style="text-align: center;">措置予定</p> </div> </td> <td style="vertical-align: middle;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <p style="text-align: center;">措置するか否かを含めて検討中</p> <p style="text-align: center;">具体的措置の検討中</p> </div> </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(実施(予定)時期：)</td> </tr> </table>				措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <p style="text-align: center;">措置済</p> <p style="text-align: center;">措置予定</p> </div>	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <p style="text-align: center;">措置するか否かを含めて検討中</p> <p style="text-align: center;">具体的措置の検討中</p> </div>			(実施(予定)時期：)			
措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他													
<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <p style="text-align: center;">措置済</p> <p style="text-align: center;">措置予定</p> </div>	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <p style="text-align: center;">措置するか否かを含めて検討中</p> <p style="text-align: center;">具体的措置の検討中</p> </div>															
(実施(予定)時期：)																
<p>(説明)</p> <p>銀行が取り崩すことのできる法的準備金を「資本金の4分の1」を超過する部分とすることについては、財務の健全性確保の観点から措置困難。</p> <p>銀行の法定準備金の減少に際しての債権者保護手続きについては、預金者保護の観点等を勘案し、合併（銀行法第33条）や会社分割（同法第33条の2）の場合と同様に、預金者等への個別の催告を不要とすることの可能性については検討中。</p>																
担当局課室名	総務企画局 信用課															

分野	銀行	意見・要望提出者	全国地方銀行協会	
項目	営業用不動産に関する報告の簡素化			
意見・要望等の内容	・土地・建物・動産における「営業用」「所有」区分を廃止する。また、営業用不動産の賃貸状況に関する報告を廃止する。			
関係法令	銀行法 24 条に基づく財務局長通達等	共管	なし	
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・日計表の項目は「営業用不動産」、「所有不動産」の項目に分かれている ・経営実態報告において「営業用不動産の賃貸状況」を徴求している。 			
計画等における規制の状況	「該当なし」			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	<ul style="list-style-type: none"> 措置済 措置予定 	<ul style="list-style-type: none"> 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 		
	(実施(予定)時期：)			
(説明)	<p>銀行が営業用不動産以外の不動産を所有することは、担保処分により一時的に所有する場合等を除き、銀行の他業禁止（銀行法第 12 条）及び経営の効率化の観点から好ましくなく、引続きモニタリングする必要がある。</p>			
担当局課室名	監督局銀行第一課			

分野	銀行	意見・要望提出者	全国地方銀行協会、第二地方銀行協会	
項目	リストラ等により生じた遊休不動産の有効活用			
意見・要望等の内容	・リストラ等により廃止した店舗等については、当該不動産を処分するまでの間の一時的な賃貸を可能とする。			
関係法令	銀行法第 12 条	共管	なし	
制度の概要	・銀行の営業用不動産の有効活用については、平成 10 年 6 月に大蔵省銀行局銀行課長・中小金融課長事務連絡の廃止により、既存店舗用建物の余剰部分の賃貸等に関する様々な規制が廃止された。			
計画等における規制の状況	「該当なし」			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	[措置済 措置予定]	[措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中]		
	(実施(予定)時期：)			
(説明)	<p>銀行がリストラ等により生じた店舗等の遊休不動産を賃貸することについては、必ずしも直ちに銀行法第 12 条（他業禁止規定）に抵触するものではないが、同条の趣旨に留意する必要がある。</p>			
担当局課室名	監督局銀行第一課			

分野	銀行	意見・要望提出者	第二地方銀行協会	
項目	信用保証業務を営む子会社の業務範囲の拡大			
意見・要望等の内容	・信用保証業務を営む銀行の子会社が事業性ローンに係る信用保証を行うことを可能とする。			
関係法令	平成 10 年 11 月 20 日付金融監督庁・大蔵省告示第 9 号 事務ガイドライン 1 6 1	共管	なし	
制度の概要	・銀行の子会社が営む信用保証業務は、原則として住宅ローン等消費者ローンに係るものとされている。			
計画等における規制の状況	「該当なし」			
対応の状況	措置済・措置予定 〔 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 〔 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明)	<p>住宅ローン等消費者ローンについては、画一的かつ大量の処理が可能であり、関連会社による集中的処理を行うことが効率的であること等から、銀行の子会社が同ローンに係る信用保証業務を行っている。</p> <p>銀行の子会社が事業性ローンに係る信用保証業務を行うことについては、銀行経営の健全性の観点から検討を行いたい。</p>			
担当局課室名	監督局 総務課、銀行第一課、銀行第二課			

分野	銀行	意見・要望提出者	第二地方銀行協会	
項目	資金の貸付等を営む子会社等による不動産の賃貸			
意見・要望等の内容	・資金の貸付等を営む子会社等が、自己競落または代物弁済で取得した不動産を一般向けに賃貸することを可能とする。			
関係法令	銀行法第 16 条の 2	共管	なし	
制度の概要	・資金の貸付等を営む子会社等が、自己競落または代物弁済で取得した不動産を一般向けに賃貸することはできない。			
計画等における規制の状況	「該当なし」			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	〔 措置済 措置予定	〔 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期：)			
(説明)	銀行子会社による一般向け不動産業務は、他業禁止の観点から認められていない。			
担当局課室名	総務企画局 信用課			

分野	銀行	意見・要望提出者	信託協会、経済団体連合会	
項目	信託銀行が行う以下の公告について、電磁的方法（インターネット）の利用を可能にすること（定型的信託契約に係る約款変更時の公告、貸付信託の契約締結時等の公告、公益信託の信託事務および財産の状況に係る公告）			
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・定型的信託契約にかかる約款変更時の公告、及び貸付信託契約締結時もしくは信託約款変更時の公告について、ホームページ掲載でも可とするべきではないか。 ・また、貸付信託約款変更時の公告について、ホームページに掲載すれば可とするべきではないか。 			
関係法令	金融機関ノ信託業務ノ兼営等ニ関スル法律第5条ノ3 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第10条 貸付信託法第6条 第7条貸付信託約款（承認を要する約款）	共管	法務省	
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・信託業務を営む金融期間が定型的信託契約に係る約款変更を行うとき、及び、信託銀行が貸付信託に係る信託契約の締結をしようとするときもしくは信託約款変更をしようとするときは、内閣総理大臣の認可または承認を受けた後に、委託者・受益者に異議申立て機会を与えるため、所定の事項を日刊新聞紙に掲載して公告を行わなければならない。 ・なお、信託銀行は、内閣総理大臣の承認を受けた貸付信託約款において、一定の事項（受益証券の券面種類、収益金の割合等）について公告を行うこととしており、その方法は貸付信託法が規定する公告に準じて、日刊新聞紙に掲載して行うこととしている。 			
計画等における規制の状況	<p>規制改革推進3か年計画（改定） 【 9（5）】【 2（3）ア23】</p> <p>信託銀行が行う公告における、電磁的方法（インターネット） 信託銀行が行う次の(a)～(c)の公告について、委託者・受益者の利便性向上及びインターネットによることを認めることの各種のメリットにかんがみ、電磁的方法の利用を認めるための検討を開始する。</p> <p>(a)定型的信託契約に係る約款変更を行うとき、所定の事項を日刊新聞紙に公告。 (b)貸付信託に係る信託契約を締結・変更しようとするとき、所定の事項を日刊新聞紙に公告。 (c)公益信託について、毎年1回一定の時期に信託事務及び財産の状況を公告（方法については法定されていない）。</p>			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	<ul style="list-style-type: none"> 措置済 措置予定 	<ul style="list-style-type: none"> 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 		
	(実施(予定)時期：)			
(説明)	<p>インターネットの普及状況を踏まえ、公告を電磁的方法（インターネット）で行うことと、日刊新聞紙又は官報で行うこととの公衆縦覧性、委託者・受益者等の利便性、コスト面での効率性等の観点から、電磁的方法の利用を認めることの可能性について検討中。</p>			
担当局課室名	総務企画局 信用課			

分野	銀行	意見・要望提出者	信託協会
項目	信託銀行が元本補てん契約のない信託に係る信託財産として所有する株式について、1年超所有に課される承認申請（銀行法）を撤廃		
意見・要望等の内容	・ 信託銀行が元本補てんのない信託に係る信託財産として所有する株式について、1年超所有に課される承認申請（銀行法）を撤廃すること		
関係法令	銀行法第16条の3、第2条9項 事務ガイドライン1-5-1(2)	共管	なし
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> 元本補てんのない信託勘定で保有する議決権のある株式（1年超保有）については、元本補てんのある信託勘定で保有する議決権のある株式及び銀行勘定で保有する議決権のある株式を合算して5%を超える場合には、承認申請により保有することができる。（事実上、毎年申請） 本来の趣旨は、銀行経営の健全性確保、銀行子会社の業務範囲制限の逸脱防止 		
計画等における規制の状況	規制改革推進3か年計画（改定） 【 2(3)ア22a 】 銀行が信託勘定により所有する一般事業会社の株式に係る規制の見直し 信託銀行が元本補てん契約のない信託に係る信託財産として所有する株式について、1年超所有に課される承認規定（銀行法）については、 <ul style="list-style-type: none"> i) 銀行の健全性確保等に留意しつつ、その在り方について引き続き検討する。 ii) また、当該承認申請に伴う事務負担を軽減する方策について早急に検討を行い、13年中に結論を得、所要の措置を講ずる。 【金融庁事務ガイドライン（平成14年2月1日）】		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	
(実施(予定)時期：平成14年2月1日施行)			
(説明)			
<p>銀行グループによる一般事業会社の株式等の取得・所有の規制（上限5%）については、銀行経営の健全性確保の観点から他業禁止が課されている趣旨の徹底を図るとともに、銀行の子会社の業務範囲制限が逸脱されることを回避するためにその上限が設けられているところであり、信託勘定で保有する株式に係る議決権の行使の実態などを留意しつつ、その運用のあり方について検討中。</p> <p>なお、承認申請に伴う事務負担を軽減する観点から、事務ガイドラインを改正し、当該承認期間を原則1年から2年に延ばした。（平成14年2月1日施行）</p>			
担当局課室名	総務企画局 信用課、監督局 銀行第1課		

分野	銀行	意見・要望提出者	関西経済団体連合会	
項目	信託業への異業種参入			
意見・要望等の内容	・信託業法を改正するか、新たな法律を制定して、銀行以外の企業も信託業に参入できるようにする。			
関係法令	銀行法 信託兼営法 信託業法	共管	なし	
制度の概要	・信託業については、銀行法（免許制）及び信託兼営法（認可制）の2法により規制されており、金融庁長官から銀行免許を取得することが前提となっている。また、信託業法は機能しておらず、信託業は銀行の独占事業になっている。			
計画等における規制の状況	「該当なし」			
対応の状況	措置済・措置予定 〔 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 〔 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明)	信託会社の参入基準や行為規制など幅広い観点から、信託会社のあり方について、金融審議会第二部会に新たなワーキング・グループを設置し検討することとした。			
担当局課室名	総務企画局 信用課			

分野	銀行	意見・要望提出者	関西経済団体連合会、社団法人リース事業協会、オリックス	
項目	信託受益権の販売			
意見・要望等の内容	・信託受益権の販売または当初委託者による販売については、売主として販売できる明確な規定を設定することを要望する。			
関係法令	信託法、信託業法	共管	なし	
制度の概要	・有価証券以外の信託受益権の販売または委託者による販売は、特定債権法に基づく小口債権、商品ファンド法に基づく商品投資信託受益権を除いて、販売についての明確な規定が存在しないので、実質的に行われていない。			
計画等における規制の状況	「該当なし」			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	[措置済 措置予定]	[措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中]		
	(実施(予定)時期：)			
(説明)	当初委託者による信託受益権の販売については、信託法、信託業法上、特段の規制はない。			
担当局課室名	総務企画局 信用課			

分野	銀行	意見・要望提出者	オリックス
項目	「代理店チェックリスト」の改定		
意見・要望等の内容	<p>ガイドラインの以下の撤廃を要望する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信託業務を営む銀行に係る親銀行等（3 - 2 - 1（注1）に定めるものをいう。）又はその他代理店以外の者が、信託業務を営む銀行の実質的代理店となっていないか。 ・例えば、親銀行等又はその他代理店以外の者が信託業務を営む銀行の顧客開拓を営業目標等としていないか。 ・例えば、親銀行等又はその他代理店以外の者が顧客の要請に基づくことなく信託業務を営む銀行に顧客を紹介していないか。 		
関係法令	事務ガイドライン 信託銀行関係 3 - 3 - 3 - 3	共管	なし
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・信託関係の事務ガイドラインは、信託代理店業務が適切に行われているかどうかをチェックするために設けられているが、そのチェック項目が「実質代理店」と行った概念を用いて、過度な規制が行われている。そのことにより、代理店ではない第三者（事業会社）及び銀行・信託銀行を有する企業グループにおいて、顧客基盤を有効に活用できない状況となっている。 ・また、信託代理店についてこのチェックリストがあるため、チェックリストのない銀行代理店について同様の基準にて採用される傾向にある。 		
計画等における規制の状況	「該当なし」		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	<ul style="list-style-type: none"> 措置済 措置予定 	<ul style="list-style-type: none"> 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 	
	(実施(予定)時期：)		
<p>(説明)</p> <p>信託商品は、一般に、その商品性は複雑であり、また元本割れの可能性がある実績配当型商品であることから、その顧客勧誘・商品説明においては高度な専門知識が要求される。このため、信託代理店の設置を認可にかからしめるとともに（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第5条）代理店に対しては信託業務に係る知識及び経験を有する者を確保することを求めている（同法施行規則第7条の3第2項第1号）。</p> <p>信託代理店以外の者が顧客勧誘や商品説明を行うことは、上記のような制度の趣旨から認められない。よって措置困難。</p> <p>なお、本件意見に係る事務ガイドラインについては、パブリックコメントに付した後、本年2月1日改正されている（実質的代理店を認めないとの趣旨は変わっていない）。</p>			
担当局課室名	監督局銀行第1課		

分野	銀行	意見・要望提出者	関西経済団体連合会	
項目	銀行の兼業規制（店舗内での営業規制）			
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関のＡＴＭのコンテンツ（選択肢）としてインターネット等を載せることを認める ・マルチメディア端末のコンテンツとして例えば銀行ＡＴＭを使っての入出金（決済）等を可能とする。 			
関係法令	銀行法第１２条	共管	なし	
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・コンビニ等に設置されているマルチメディア端末を金融機関のＡＴＭとして利用できない。 ・金融機関のＡＴＭ等を街頭マルチメディア端末として利用できない。 			
計画等における規制の状況	「該当なし」			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	<ul style="list-style-type: none"> 措置済 措置予定 	<ul style="list-style-type: none"> 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 		
	(実施(予定)時期：)			
(説明)	<p>ＡＴＭは、金融機関の営業所との位置付けであり、物品販売など金融機関が営めない業務のために利用することはできない。</p>			
担当局課室名	総務企画局 信用課			